

公安委員会説明資料
令和7年6月18日
警務部留置管理課

令和6年度の新潟県留置施設視察委員会の活動状況について

項目	内容														
根拠	<p>刑事収容施設法において、留置施設視察委員会（以下「視察委員会」という。）が留置施設を視察し、留置業務管理者（署長）に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容について、警察本部長は、その概要を公表することと定められている。</p>														
活動内容等	<p>視察委員会の各委員は、令和6年7月から同年11月までの間に、留置施設が常設されている警察署（15署）を視察し、会議を3回（6月、12月、2月）開催した。</p> <p>視察委員会の意見及び講じた措置（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改善を要する意見</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タオルが使い古されているものが見られた。</td> <td>留置管理課において各署に対してタオル使用期間の限度に関する指示を行うなどした。</td> </tr> <tr> <td>自弁購入リストに欠品が続き購入できない物があった。</td> <td>自弁購入リストの見直しを行った。</td> </tr> <tr> <td>留置担当官の休憩室に置かれたキャビネットの耐震措置がされていなかった。</td> <td>耐震措置を講じた。</td> </tr> <tr> <td>押し入れに保管されている布団の間に仕切りがなかった。</td> <td>仕切りを購入し、措置を講じた。</td> </tr> <tr> <td>歯ブラシやコップなど、不衛生な保存方法があった。</td> <td>ホルダーを購入し、歯ブラシを立てて保管する方法に改めた。</td> </tr> <tr> <td>シェーバーについて、昨年視察委員会の意見を受け一人一台の貸し出しとしているが、担当官が充電に時間がかかり使いづらいとの意見があった。</td> <td>留置管理課において、シェーバーを購入する際、現在よりも上位の機種を購入するなど、改善を図っていくこととした。</td> </tr> </tbody> </table>	改善を要する意見	講じた措置	タオルが使い古されているものが見られた。	留置管理課において各署に対してタオル使用期間の限度に関する指示を行うなどした。	自弁購入リストに欠品が続き購入できない物があった。	自弁購入リストの見直しを行った。	留置担当官の休憩室に置かれたキャビネットの耐震措置がされていなかった。	耐震措置を講じた。	押し入れに保管されている布団の間に仕切りがなかった。	仕切りを購入し、措置を講じた。	歯ブラシやコップなど、不衛生な保存方法があった。	ホルダーを購入し、歯ブラシを立てて保管する方法に改めた。	シェーバーについて、昨年視察委員会の意見を受け一人一台の貸し出しとしているが、担当官が充電に時間がかかり使いづらいとの意見があった。	留置管理課において、シェーバーを購入する際、現在よりも上位の機種を購入するなど、改善を図っていくこととした。
改善を要する意見	講じた措置														
タオルが使い古されているものが見られた。	留置管理課において各署に対してタオル使用期間の限度に関する指示を行うなどした。														
自弁購入リストに欠品が続き購入できない物があった。	自弁購入リストの見直しを行った。														
留置担当官の休憩室に置かれたキャビネットの耐震措置がされていなかった。	耐震措置を講じた。														
押し入れに保管されている布団の間に仕切りがなかった。	仕切りを購入し、措置を講じた。														
歯ブラシやコップなど、不衛生な保存方法があった。	ホルダーを購入し、歯ブラシを立てて保管する方法に改めた。														
シェーバーについて、昨年視察委員会の意見を受け一人一台の貸し出しとしているが、担当官が充電に時間がかかり使いづらいとの意見があった。	留置管理課において、シェーバーを購入する際、現在よりも上位の機種を購入するなど、改善を図っていくこととした。														
その他	<p>公安委員会報告後、別添の内容を県警ホームページにおいて公表する。</p>														

(案)

県警ホームページ

令和7年6月
新潟県警察本部

令和6年度における新潟県留置施設視察委員会の活動状況等について

1 委員会設置の経緯

平成19年6月1日に施行された刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図ることなどを目的とした「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、新潟県留置施設視察委員会条例が制定され、新潟県警察本部に、新潟県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が設置されました。

これは、留置施設の運営について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、留置施設を視察し、その運営に関して意見を述べる警察部外の第三者機関として設置されたものです。

2 委員会の組織

(1) 組織

委員会は、5人の委員で構成され、新潟県公安委員会が任命します。

(2) 任期

委員の任期は1年（6月1日から翌年5月31日まで）で3回に限り再任することができます。

(3) 職務

委員会は、留置施設の視察、被留置者との面接、被留置者から提出された意見・提案書の確認、留置業務管理者（警察署長）から提供される情報などにより、留置施設の運営状況を把握し、留置業務管理者に対して運営に関する意見を述べます。

3 令和6年度の活動状況

(1) 会議等の開催

	期 日	出席委員	内 容
任 命 式	令和6年6月5日	4 人	新潟県公安委員会から任命
第1回会議	令和6年6月5日	4 人	年間視察計画の策定等
第2回会議	令和6年12月3日	5 人	各委員からの視察結果の報告、留置業務管理者に対する意見のとりまとめ等
意見交換会	令和7年2月12日	5 人	新潟県公安委員会との意見交換を実施
第3回会議	令和7年2月12日	5 人	留置業務管理者が講じた措置の報告を受け、本部長による委員会の意見等の公表内容の確認

(2) 視察活動

県内の29警察署のうち、留置施設を常設している15警察署に対し、5人の委員が、それぞれ3警察署を視察しました。

(3) 被留置者との面接

視察時に、被留置者13人（男性12人、女性1人）と面接を行い、意見や要望を聴取しました。

4 委員会からの意見に対して講じた措置等

留置施設の運営に関する委員会の意見に対して、留置業務管理者が講じた措置等については、別紙のとおりです。

別紙

意見及び講じた措置等(令和6年度)


良好とする意見

良好とする意見
施設内がきちんと整理整頓され、衛生的である。特に、浴室は蛇口がピカピカしており、蛍光灯のカバーの鍵の部分もキレイで掃除が行き届いていると感じた。
昨年意見を出したシェーバーについて、きちんと一人一台使用している状況が確認できた。
布団がふかふかでもとても良いと思った。
署の工事に合わせて面会室の壁を張り替えたと説明を受け、見た目は大事なことで、きれいになり良いと感じた。
護送口の出入口の窓が一部透明であった部分を、昨年の委員の意見を受け改善されていた。
薬の仕分けがきちんとできていた。
医師不足など課題となっているが、医者がきちんと確保できている状況の説明を受け、感心した。
施設は古いですが、整理整頓されていて、いろいろと工夫しており、とてもスッキリしていた。
LED化され、室内や廊下などとても明るく、普段生活する上で明るい方が良いと思う。

改善を求める意見と講じた措置(主なもの)

改善を求める意見	講じた措置等
タオルが使い古されているものが見られたので、改善した方がよい。	本部留置管理課から各署に対してタオル使用期間の限度に関する指示を行うなどした。(県下全体)
自弁購入できるものの欠品が続く買えない物があるので、別の物が買えるように対応した方がよい。	自弁購入リストの見直しを行った。(指摘を受けた署)
留置担当官の休憩室に置かれたキャビネットの耐震措置を施した方がよい。	耐震措置を講じた。(指摘を受けた署)
押し入れに保管されている布団の間に仕切りがないので、仕切りを設けるべきである。	仕切りを購入し措置を講じた。(指摘を受けた署)
歯ブラシやコップなど、不衛生になることのないような保存方法をとるべきである。	ホルダーを購入し、歯ブラシを立てて保管する方法に改めた。(指摘を受けた署)
シェーバーについて、昨年委員の意見を受け一人一台の貸し出しとしているが、担当官が充電に時間がかかり使いづらいとの意見があるため、今後の購入の際に改善した方がよい。	今後、本部留置管理課においてシェーバーを購入する際、現在よりも上位の機種を購入するなど、改善を図っていくこととした。(県下全体)
新潟県は面積が広く、寒暖差があると思うので、全県一律の冷暖房の使用基準ではなく、臨機応変な冷暖房の使用ができるようにすべきである。	全県一律の冷暖房の使用については、担当官の誤解があったもの。適切な冷暖房の使用について教養した。(指摘を受けた署)
乾燥が激しく、湿度が20%台と低かったので、冬場の湿度対策を検討すべきである。	各署加湿器を備えていることから、適切な湿度管理について、本部留置管理課から各署に対して指導を行うこととした。(県下全体)

夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止対策の推進について

<p>概要</p>	<p>夏休み期間中は、開放感から少年が非行に走りやすい傾向にあるほか、SNSの利用により面識のない者と知り合い犯罪等の被害に遭うリスクが高まる。</p> <p>県警察では7月の新潟県警察月別広報重点である「夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化」に合わせて、学校等の関係機関と連携し、少年の非行と犯罪被害の防止対策を推進する。</p> <p>※ 不良行為による補導総数のうち約35%が7月～9月中の補導 ※ 少年の検挙・補導人員は、令和4年から増加傾向 ※ 令和6年中のSNSに起因する犯罪被害児童数は26人で、全て中学生と高校生</p>
<p>推進施策</p>	<p>1 学校と連携した児童・保護者に対する非行防止・情報モラル教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童に対しては、ネット利用に伴う危険性や被害防止対策について指導する。 保護者に対しては、フィルタリング等の有効性の周知と普及に向けた広報を行う。 <p>2 サイバーパトロールによる不適切な書き込みへの注意喚起メッセージの投稿</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年サポートセンターが実施するサイバーパトロールにより、少年の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起のメッセージを投稿する。 <p>3 デジタルコンテンツを活用した広報の推進 『YouTubeを通じたメッセージ発信』</p> <ul style="list-style-type: none"> 県警公式チャンネルで、「高校生による非行防止等啓発動画」を公開し、非行防止・犯罪被害防止のメッセージを発信する。 
<p>その他</p>	<p>今後、夏休み前にかけて、県内各校で非行防止・情報モラル教室が開催されるため、報道機関からの取材要望があれば少年課で対応予定。</p>